

仙台商工会議所ってこんなトコロ



本コーナーでは、仙台商工会議所をより多くの方にご利用いただくため、当所の事業活動をご紹介します。

第13回

仙台商工会議所労働保険事務組合では、 会員企業を対象に、労働保険の事務処理を代行しています

「労働保険」とは、「労災保険」と「雇用保険」を合わせた総称です。国が運営している制度で、法人・個人を問わず、労働者を一人でも雇っている場合は、事業主・労働者の意志に関わらず、加入することが法律で義務付けられています。

「労災保険」は、「労働者」が業務中や通勤時に病気やケガに見舞われた際、または死亡した場合に、被災労働者や遺族を保護するもので、保険料は全額事業主が負担します（事業主、自営業など家族で事業をされている方、役員などは加入できません）。

「雇用保険」は、従業員の採用や失業の予防等に対し一定の条件下において事業主に各種助成金が支給されるもの。それと同時に、労働者に対しては失業した際に失業給付金等が支給されるというもので、保険料は事業主と労働者の按分負担です。

煩雑な労働保険の事務処理を委託したい！

納付や申告など、労働保険の手続きにかかる事務処理は、日々の業務で忙しく動き回っている皆さんにとって大変手間がかかるものです。そこで、仙台商工会議所労働保険事務組合では、会員企業を対

象に、事業主の皆さんが行うべき事務処理を代行しています。

委託できる事務の範囲は、申告・納付はもちろん、その他労働保険に関する申請・届出報告に関するもの全般（一部、事務組合では行えない事務もあります）。委託が可能なのは、常時使用する労働者数が、金融・保険・不動産・小売業で50人以下、サービス・卸売業で100人以下、それ以外で300人以下の事業所で、事務委託手数料は保険加入人数によって異なります。

労働保険事務組合に事務委託をするメリットは？

労働保険事務組合に事務委託することで、大きく3つのメリットを享受することができます。

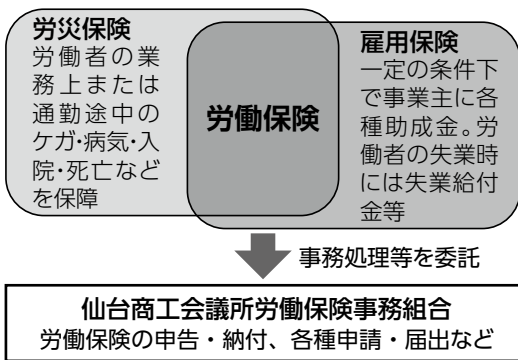
まず一つ目は、労働保険の煩雑な事務処理から解放されること。

二つ目は、労働保険料を年3回に分けて納付できることです。労働保険料は年度当初一括で納付しなければなりません。分割納付については、本来ならば、概算保険料額が40万円（労災保険が雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円）以上の場合に認められています。事務組合に加入していると、保険料の金額に関わらず3分割で納付する

ことができます。

三つ目は、「労災保険の保護対象とならない方々」も労災保険に加入できることです。本来、事業主、自営業やご家族で事業をされている方、役員など、「労働者ではない方（家族従事者含む）」は労災保険に加入できません。しかし、事務組合に委託することで「特別労災保険」に加入することができます。これにより、業務の実態や災害発生状況などから見て労働者同様に保護されるにふさわしい方は、労災保険による保護の対象となることが可能になります。

問管理チーム（TEL 265-8125）



給与計算事務で困っていませんか？

給与計算事務の 代行承ります



七十七コンピュータサービス 株式会社

〒981-3206 仙台市泉区明通二丁目10番1(七十七銀行泉センター内)
TEL (022) 377-8852 FAX (022) 377-8631
ホームページアドレス <http://www.77cs.co.jp>

